

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会備品貸出規程

平成20年6月1日
規程 第105号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、地域福祉活動及び、ボランティア活動に必要な備品等（以下「備品」という。）の貸出方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出を行うものの範囲)

第2条 備品の貸出を行うものの範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 社協会員
- (2) ボランティアセンターに登録した団体
- (3) 福祉協力校の指定を受けた町内の小・中学校
- (4) 町内に住所を置く社会福祉関係施設
- (5) その他社協会長が認めたもの

(貸出を行う行事の内容)

第3条 備品の貸出は、前条に規定する団体が、営利（原材料費等の実費相当額の徴収を除く。）を目的としない行事や活動を開催する場合に行うものとする。

(貸出日数)

第4条 貸出日数は、原則として、貸出日の翌日から起算して14日以内とする。ただし、返却日が社協の休業日に該当する場合は、その日後の直近の日を返却日とする。

- 2 前項の貸出日数は、社協会長が必要と認めたときはこれを変更することができる。

(使用料)

第5条 備品の使用料は、無料とする。

(使用場所)

第6条 備品を使用する場所は、屋内屋外を問わず、原則として、三芳町内とする。ただし、社協会長が特に認めるときはこの限りでない。

(使用の申請等)

第7条 備品の使用を申請する者は、備品借用申請書（様式第1号。以下「借用申請書」という。）を社協に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 使用申請書の受付期間は、貸出希望日の2か月前の応答日からとする。

- 3 第1項の申請に対する使用の承認は、次条の規定に該当する場合を除き、申請の順により行う。この場合において、申請が同時のときは、抽選によりその順序を決める。

- 4 社協会長は、備品の使用を承認したときは、備品使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(使用の不承認)

第8条 社協会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、備品の使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 宗教的活動のための利用と認められるとき。

- (3) 政治的活動のための利用と認められるとき。
- (4) その他社協会長が使用を不相当と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第8条第4項の規定により備品の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第10条 社協会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 故障により使用することができなくなったとき。
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (5) その他、社協会長が使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定により使用者が使用の承認を取り消され、又は使用を制限されたことにより生じた使用者の損害については、社協は、その責めを負わない。

(貸出)

第11条 使用者は、職員に「使用許可書」を提示し、指示に従って備品を搬出すること。

(返却)

第12条 使用者は、職員に「使用許可書」を提示し、指示に従って備品を返却すること。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、備品を損傷し、又は紛失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、社協会長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 貸出を行う備品については別に定める。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

様式第 1 号

備品借用申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会長 様

氏 名
(団体の場合は代表者名)

印

団体名

住 所

電話番号

下記のとおり、備品を借用したいので申請します。

備品名		数量	
貸出予定日			
返却予定日			
使用目的			
備考			

様式第2号

備品使用許可書

平成 年 月 日

氏名
(団体の場合は代表者名)

団体名

住所

電話番号

下記のとおり、使用を許可します。

社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会長 印

備品名	数量
貸出予定日	
返却予定日	
使用目的	
備考	